

冷蔵保存期限が過ぎたコロナワクチン接種事案の発生について

1. 概要

コロナワクチン接種について、市内個別接種医療機関（1 か所）で、8 月から 10 月までの間、冷蔵保存期限が過ぎたコロナワクチンを 115 名に接種した事案が確認されました。

ワクチンについては、-90 度～-60 度の超低温冷凍庫から出して、解凍し、直ちに使用するか、2 度～8 度（冷蔵庫）で保存する場合は、超低温冷凍庫から出した日時から 1 か月以内に使用することとなっています。

現在、接種対象者に謝罪と説明と共に、健康状態を当該医療機関において調査した結果、健康状態に異常がないことを確認しました。

2. 経過

当該医療機関から、予約数の減少に伴う、ワクチンの残余について相談があり、そのワクチンについて、基本型施設から融通された日時等を聴取したが、その日時を把握していなかった。また、保存期限ではなく、バイアルに記載された最終有効期限まで接種できると認識を誤っていました。

その後、当室において、ロット番号から保存期限を確認した結果、接種の疑いも含め 115 名に接種、保存期限については、1 日から 46 日経過していました。また、25 バイアル（150 人分）が廃棄対象となることが判明しました。

なお、廃棄に伴うワクチン不足等、今後の接種への影響はありません。

3. 今後の対応について

関係機関と協議の上、被接種者に対し、今後の対応についてお知らせします。

また、今後、このような事案が発生しないよう、市内医療機関へワクチンの保存方法及び管理の確認を徹底するよう通知を行いました。

4. その他

取材希望がありましたら事前に連絡をお願いします。